

令和3年度第1回 座間市立保育所の民間移管に係る選定委員会議事録

【日時】 令和3年7月22日（木）午後5時00分～7時00分

【場所】 ハーモニーホール座間大会議室

【出席者】 松浦浩樹委員長 （和泉短期大学 児童福祉学科教授 教務部長）
小島良之副委員長 （座間市民間保育園理事長・園長会 社会福祉法人寿会理事長）
濱野真一委員 （濱野真一税理士事務所）
小玉由美委員 （特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ風の子）
阿部正信委員 （座間市民生委員児童委員協議会会長）
澁谷かおり委員 （公募による選任 元緑ヶ丘保育園保護者）
中田直子委員 （緑ヶ丘保育園保護者代表）
内田佳孝オブザーバー（子ども未来部長）

[事務局]

冠秀一 （保育課長）
石谷優子 （保育課緑ヶ丘保育園主幹兼園長）
坂井香 （保育課ちぐさ保育園主幹兼園長）
高野恵輔 （保育課庶務施設係長）
吉山智恵 （保育課庶務施設係主事）

【傍聴者】 なし

【委嘱式】

今回、新たに委員となりました、阿部正信委員、中田直子委員に対して、市長から委嘱をしました。

【市長あいさつ】

市長から、委員の皆様に対して、あいさつをしました。

【委員の紹介】

各委員が自己紹介をしました。

また、事務局からの提案として「内田佳孝子ども未来部長がオブザーバーとして参加させていただきたいこと」について、委員全員の方からご承認をいただきました。

【委員長・副委員長の選出】

事務局から「以前の検討の際に、松浦浩樹委員に委員長を、小島良之委員に副委員長を担っていただいております、継続してお願いしたい」という提案があり、委員全員からご承認をいただいた。

【議題1】座間市立緑ヶ丘保育園の建替え・民間移管に係る新設保育所の整備・運営法人募集要項（案）について

委員長：引継ぎ保育の期間が気になっていまして、園長はダブル園長となりますか。

事務局：公立保育園ですので、園長は現在の園長となります。引継ぎ保育に来る園長は、園長候補者なので、一保育士として現場の保育に入り、緑ヶ丘保育園の保育を学んでいただきます。

委員長：令和4年度は、ある意味、保育士が潤沢にいるということですか。

事務局：今よりも保育士が多い形で、引継ぎ保育ができと思っています。

委員長：移管が完了したときに、現在、保育士になられている先生方はどうなりますか。

事務局：正規の保育士は他の保育園に異動となります。非正規の保育士はできるだけ新しい保育園に採用してほしいと思っています。保護者や子どもにとって、知らない先生だけではなく、知っている先生がいたほうがいいですし、今の緑ヶ丘保育園の低年齢児の先生は、非正規が多いので、子どもたちの負担も少ないものと考えています。

副委員長：今の緑ヶ丘保育園の非正規のことですが、私の経験から申し上げますと、保育感の違いや、条件の違い等いろいろあり、結構近隣でもトラブルがあるので、内規でもいいので、ある程度明確に公募の段階で方針を示さないとトラブルが起きます。公立は決まったことに沿ってやりますが、民間は弾力的な対応をしています。保護者が選定された法人の職員に対して、前はこうだった等のトラブルがよく起きています。そこら辺は、選定された法人の保育の質が一定程度保証されてきたわけですから、公立から移管される人たちの位置をもう少し明確にしないと、そういう問題が結構起きます。特に、条件の中には、緑ヶ丘保育園の

異年齢（3～5歳）交流保育を参考にしなさいと書いてあると思います。これを、いろいろな方法がありまして、2～5歳とか、例えば、建物を建てる時も、幼稚園で言えば2歳のところで区切りますが、保育園で言えば2歳未満で区切るので、2・3歳ブロック、4・5歳ブロック、具体的に言いますとそういう問題がでてきますね。そういう時に応募法人が設計をして、いい保育をする。それについては一定程度応募した法人と、公立の今までした保育が、あいまいに行くと、結構トラブルになります。だから、公立から職員が行くというのは大変いいことだとは思いますが、私の経験上、一定の条件を内規というのか、注意したほうがいいのかなと思います。それから近隣の話も聞いており、微妙な問題ですので、内容を変える必要はありませんが、もう少し精密に条件として応募の時に提起しておかないと、言った・言わないという問題になるので注意しておいてください。

委員長：私があえてつっこんだのはそこです。引継ぎ保育は3年位慎重にやらないと、東京都で何件か民営化をやってきましたが、トラブルが多いです。保護者と子どもを守ることも大切ですが、保育士の異動を慎重にきちんと対応しないと、これは大変な、トラブルという範疇では収まらないと思います。そこが民間移管の難しいところで、市が準備をして選定するというシンプルですが、民間移管となると今度はかなり引継ぎ保育を大事しなければなりません。もちろん保護者を大事に、子どもを大事にということですが、保護者の方に目を向けるのではなく、現在いる保育士さん、新しく来る保育士さんたちの意見をしっかり目を向けてほしいです。公立の保育士は公務員試験を受けて保育士になったわけで、そのことの方が奪われていきます。大学を卒業してすぐ民間の社会福祉法人の保育士となった方とは少し考え方が違います。幼稚園もそうです、引継ぎ期というのは本当に慎重にやるべきだと思います。

委員長：他に何か意見がある方はいらっしゃいますか。

委員：今働いている保育士は退職の可能性があるということですね。

事務局：公立保育園で働いている保育士は、正規保育士、非正規のフルタイム保育士、非正規のパートタイム保育士の3種類あります。まず、正規保育士については、緑ヶ丘保育園が民営化された後はその他の公立保育園に異動となります。非正規に関しては、任期は1年で区切られています。現在、非正規のフルタイム・パートタイム職員に対して、一人ひとりヒアリングをしています。ヒアリングでは、新しい保育園で働いた方が子どもに影響がないので、そのことは考えていますが、移管先の法人がどこになるのかが気になっていますとのことでした。職業選択の自由というものがありますので、市として、非正規職員は、できるだけ新しい民間保育園で働いてほしいと思っておりますが、決めるのは職員となるので、今後調整を進

めたいと思っています。また、移管先法人が決まったら、法人と意見交換会を実施したいという話が出ています。

委員長：正規保育士が緑ヶ丘に残りたいと希望を出すのは可能ですか。

事務局：緑ヶ丘が民営化になってしまった後は退職となります。本人が民営化後の保育園で働きたいという希望がある場合は、本人の意思で公立保育園を退職して、新しい保育園での保育士採用試験を受けて合格したらその保育園になるというイメージになります。

委員：そういうことになると、当然待遇面が変わってきますよね。待遇はよくなりますか。

副委員長：待遇がよくなるということは大体ないです。大体公務員の方が高いです。

委員：公務員が高い、民間が低いということは、民間保育園に行く職員が少ないと思います。他の公立保育園に異動とか、新しい保育園にはいかない人が多いのでしょうか。

副委員長：正確に言いますと、公立の正規職員よりも低くなるけれども、非正規職員については、同等あるいは民間の方が高い場合があると思います。今言ったのは公立の正規職員の方が一般的に高いということで、非正規については何とも言えません。

委員：単純に、保育士が集まるのかという点で心配しています。定員も90名ですか、今よりも多くなるわけですね、保育士さんが来るのか、そちらの方が大事だと思います。

委員長：ここ5年間は保育士不足となっていますので、公立、民間保育園、幼稚園にかかわらずどこも苦勞している状況です。

副委員長：参考に言いますが、私は民営化を受けた側の経験で言いますが、大体、経営の安定とか地域に開かれた保育園であるとか、それから、保育の内容・質、人、物的な環境、保育内容にどれだけ保育士が従っているか大体そんなところだと思います。だから現実には、その法人でどれだけ安定した雇用をしているかをチェックするというのがありますよね。一番重要なのが安定的な雇用が行える法人なのか経営も含めてチェックする。そこが一番ネックですよ

委員長：そこについては、この後の諸条件の中にあると思いますが、そちらに行く前に募集要項についてなにかありますか。ここはすごく大事なところなので。

委員：事業用定期借地権設定契約ということで、30年間となっています。これは契約期間終了後、市と協議により延長も可能としますということがありますが、契約の内容は基本的には30年後は更地で返すということでしょうか。

事務局：そのとおりですが、その時は状況に応じて、市としても公立保育園を民営化することですので、30年にこだわらず、双方の協議により、延長も視野に入れている状況です。

委員：半永久的に保育園を運営できる体力のある民間さんをお願いしたいというイメージでよろしいでしょうか。

事務局：そのとおりです。

委員長：自分の育ったところがなくなるというのは、子どもにとって厳しいというか、いつまでも、大人になっても入れるような保育園だったらいいなあと思います。

委員長：他に皆さまからありますでしょうか。

委員長：選考基準に緑ヶ丘保育園の理念に合わせるということもありますが、希望してくる法人の現在の保育理念がどうなのか、あるいは保育園の開設の精神、保育目標そういったものも選考の基準になるのではないかと。特に民間に移管する場合に、保育理念、開設の精神が揺らぐと民間はもろいです。ですので、これが現在しっかりと練られていて、その上で成り立っている保育なのか、ものすごく大事な選考基準だと思います。公立と違うところはそこです。保育理念、開設の精神がしっかりしてないともろいです。さきほど副委員長がおっしゃっていましたが、それが保育の質だとか、それが選考基準の一つになっていかないといけないと思います。

【議題2】 緑ヶ丘保育園の民間移管にあたっての諸条件（案）について

委員長：次に諸条件について入ります。

委員：その他のところで、近隣住民にはいつ頃説明はありますか

事務局：事業者の選定が決まってからです。どういう計画でどういう建物を建てるかというのは未だ検討ができていないのでなかなか決められない状況です。

委員：車の出入りについて、中学の部活動や地区委員としてすごく気になる状況です。

事務局：実際事業者が決まった段階でお知らせしたいと考えています。

委員：9月以降ですか。

事務局：事業者が決まってからになるので、10月以降になるかと思います。今、座間中学校ではテニスの部活で使用していると思いますが、いずれ使用できなくなります。

副委員長：3点あります。特別保育を検討することについてですが、曖昧過ぎてよく分かりません。今、駐車場の問題がでましたけど、車を何台とか、車がUターンできることとか、そういうことが分からないと、近隣に対して説明の内容にならないんじゃないかというのが2点目。保育室以外に遊戯室を設けることについては、平米数の問題が出てきます。これと補助金の関係が明確でないので、こちらの方で遊戯室を作りなさいということになった場合はお金が伴う話なんですね。市としてそこに補助金が含まれているかどうかについての説明がちょっと見えなかったので聞きたかった。この3点です。

事務局：補助金については、国が定める要綱に基づいて支出しますので、極端な話をしますと遊戯室のあるなしで補助金が変わるということはありません。ですので、市の要望としては遊戯室を作ってほしいということを投げかけさせていただいています。

副委員長：率直に言いますと市の補助金は特に考えていないということですね。

事務局：副委員長がおっしゃっていた特別保育が曖昧だからよく分からないということですが、まず、座間市として通常保育と特別保育と二つあるかと思いますが、当然、今回の民営化の中で重視しなければならないのは、通常保育を考えています。先ほど委員長がおっしゃった保育の理念、本来の保育を充実させて、在園児に対してより良い保育をしていく、というところに重点をおいているところです。特別保育、例えば病児をやることとか休日保育をやることとか断定してしまいますと、事業者が通常保育は充実してやれるけれども、付帯的な特別保育をやるとなるとそちらが負担となり立候補できないことがあろうと思い、現時点における当局案としては特別保育については検討することという表記にしています。

副委員長：私としては、分かったか、分からないかといったところですが、要望する側がどう見るかということですね。

委員長：あと、座間市がどのくらい特別保育の需要に詳しいか、難しいですかね。

事務局：はい、副委員長が運営されている保育園では、休日保育をやっていただいております、一定の需要があるものと考えています。あと、病児保育につきましても座間市子ども・子育て支援事業計画上では重要な事業の位置づけとなっていますので、こちらの方も、一定の需要があるかと思えます。ただ、やはり民営化ということになりますので、本来の保育を大切にしていきたいという考えを市として持っているということです。

委員長：他になにかありますか。

委員：条件なので、全部条件をクリアしていただけるものと思っています。「定員を減らす場合は補助金の返還を求める場合がございます」という記載があり、こういうペナルティを求めるのは大事なことだとは思いますが、この諸条件の中で一番やってはいけないと思えるのは、「移管法人が運営している既設の保育所を廃止しないこと」だと思います。さらっと一行で書いてありますが、この廃止しないこと、絶対に廃止しないとは思いますが、これに対してなんらかのペナルティを求めることとし、もう少しクローズアップをして、罰則注意を喚起したほうが良いと思います、長くやっていただくわけですので、注意を喚起、警告をした方がよろしいと思います。

事務局：一旦受け止めさせていただきます。

委員長：他になにかありますか。

オブザーバー：オブザーバーとして一言。先ほど委員長から引継ぎの間が非常に大事だということや、募集要項自体が大事だという趣旨のお話があったと思いますが、今回、選定委員会の委員の中で緑ヶ丘保育園の現在の保護者と昔の保護者がいるわけで、実際に緑ヶ丘保育園を利用して、緑ヶ丘を民営化するにあたり、こんな園になってほしいとか、こんな要望があるかについてお聞かせいただくと、要綱に反映させることができれば反映していきたいなと思いますがいかがでしょうか。

委員：では、要望ですが、病児保育は欲しいと思っています。あと、幼稚園と保育園が一緒になっていることも園は座間市にはないですね。あと外にロッククライミングとか

水遊びができるところとかが欲しいなあと思います。あとは講師を呼んで、英語・体操・サッカーとかを教えてくれるところが欲しいなあと思います。

委員：前はプールを作らない方がいいと言っていました。

副委員長：おそらく固定プールのことだと思いますが、緑ヶ丘保育園にはありますか。

園長：ないです。

副委員長：プールはダメということはないと思います。固定プールを作るとコンクリートで固めたのは危ないし、固定プールはあんまりよくないかなあという話であったと思います。

委員長：それは覚えています。というのも夏の一時期（長くても一か月位）のために、コンクリートで固めたプールを占有してしまい、また、秋・冬には、その部分を砂場にするということではできませんので、そういうことにお金をかけるのではなく、最近では、簡易（組み立て）プールがありますので、そちらの方がいいのではということは確かにあります。委員のご意見については、最近、保育園・幼稚園含めてですけれども、最近の保育の動向から、一時の水遊びのために、一時の運動会のためにグラウンドを準備するプールを準備するのではなく、もっと子どもが生活の中でやりたいのは何か、自然とのふれあい、水遊び・泥遊び、そのために池をわざわざ作って、川を作って、小山を作って、運動会をやりたければ隣の学校の校庭を借りて自然との遊びを大切にする、泥んこ遊びを大切にする、そのような保育園がだんだん増えてきていますので、そういうことも含めて考えていったらいいなあと思います。

園長：理想です。

委員長：理想ですか、緑ヶ丘保育園では何かやっていますか。

事務局：小山を作りました。

委員長：幼稚園に研究に行きましたが、山の斜面の中腹にわざと園舎を建て、それで通園バスで来るんですけど、徒歩で来る場合は親子で山を登り、それだけでも体力がつき、保育中は中腹から上、とにかく遊んで、昼食になるとおなかが減った、本当にその中でサッカーなどをしなくても運動能力とか言葉の能力とかが養われます。お教室的なことで獲得する能力は、今はほとんど影響がないとデータが出ています。新しい保育指針にも書かれましたが、小学校に入るまでに育てておかなければならないのは、語学力や計算力ではなく、言葉って

使うのが楽しい、数字とか数を数えるのはなんか面白いとか、そちらの情緒面がとても大事ですので、今言ったビオトープとかわざと子どもが駆けずり回り、コミュニケーションとりながら学んでいくことがいいなと思っています。1ページの新設する保育園での保育についてというところですが、表題の下にいきなり施設名がでてくるんですけど、原則として、移管法人は緑ヶ丘保育園の保育内容を引き継ぐものとしませんが、新設する保育園での保育の1行目に出てきた方がいいと思います。保育内容とはなんぞや、理念とねらいと保育形態、縦割り保育を継承するということですよ、2・3・4歳か3・4・5歳か法人によって違いますが、ここを詳しく条件の中に入れないといけないと思います。前文ではなく条件の中にきちんと、今民間でも縦割りは増えていますね。

委員長：ほかにありますでしょうか。

委員：駐車場は最低でも5台とありますか、7～8台は必要だと思います。私が保育園に迎えに行くと5～6台は並んでいて、90名ともなると5台では足りないと思います。

委員長：貴重なご意見ありがとうございます。

委員：警備体制について書いてなくて、この資料に警備員を建てるとか、監視カメラをつけるとか、地震とか災害とか起きた時に、緊急時にどう対応していくか、市としてはどうしてほしいのか明確にしてほしいと思います。

委員長：大事なお指摘だと思います。他に諸条件についてなにかありますでしょうか。

【議題3】応募申請書類（案）について

委員長：皆さんに出していただいた意見がここに集約されると思いますので、どうぞご意見をお願いいたします。忘れないうちに言っておきますが、先ほど私も東京都で何件が関わっているわけで、提出した段階で保育園の建設予定図を業者に作らせるんですよ、それで図面を出していただき、それによって今まで問題であった、保育理念がどのように図面に表れているのか、駐車場がどのようになっているのか、全体像が見えてきて、法人の姿勢も見えてきて、子どもに対する考え方も見えてきます。気の利いた法人ですと、図面をパワーポイントで落とし込んで、建設業者が作る難しい図面ではなく、わかりやすく落とし込んだ図面を作ると思うんですけど、そういったものでもいいし、設計図でもいいし、応募書類に含ん

でいただいた方が我われも審査しやすいと思います。

委員長：他になにかありますでしょうか

オブザーバー：そこで濱野委員に一つ質問がありますが、資料4の真ん中より後ろになるんですけど、資金計画書（第5号様式）、収支予算書（第6号様式）があるんですけども、いわゆる税理士のお立場から見てこういうところはちゃんと見ておいた方がいいよとか、もう少し入れておいた方がいい項目があるとか、なにか我々どちらかという素人で、知識がないもので、専門的な見地からご助言いただければありがたいと思っているんですけども。

委員：予算書については私はこれでいいと思うんですよね。予算書は、決算書という事実を未来予想というか期待値、方向性が現れるということであって、第5様式、第6様式については問題ないと思います。どちらかという決算書を確認させていただいて、それが非現実的ではないかどうかということ、園の理念が数字として表れているかどうか大事だと感じています。特に、民営化移管の法人については市や県の監査を受けているので、決算書には財産目録がついていますよね。事業者の担保力を確認するための、貸借対照表や財産目録が大事だと思います。資金計画書とか資金収支予算書はお金の流れ、損益計算書的な意味合いが強いわけですが、どちらかというストックの部分について決算書的なものがあると担保力が高いという事業者さんだと思います。

委員長：他にありますか。

副委員長：事業計画書のところなのですが、申し込み動機がありました。さっき言いましたが、どのような建物を作るかというのは事業計画書に乗ってないと分かりづらいと思います。と同時に、建物を建てる際に、おおよそでいいんですけど、どのくらい費用がかかるのかというものを出した方がいいか、設計図そのものは設計料がかかるので無理だとしても、こういうものを作りたいという平面図、1階がこうで、2階がこうで、屋上がこうで、園庭がこうで、駐車場がこうで、おおよそでこういうものが見える形で書いてほしいのと、建物の構造が、鉄筋コンクリートとか、鉄骨造りとか、木造とかいろいろあると思うんですけど、そういうような希望といいますか、僕が応募するのであれば夢をもって応募したいので、そういうものが分かれば選考する方もわかりやすいです。先ほども公立の園長も夢とおっしゃいましたけど、そういうものが見えたほうが選考する側にとっていいと思うので、事業計画の中に入れておけば、また、お金のことも入れておけば、大体、応募するときどの様な建物をたてるか、お金はどのくらいかかるかというの普通考えるわけで、そこら辺をもう少しわか

りやすく相手に求める、相手もわかりやすいと思うんですね。

委員：それであれば建物の見積もりなどを出させるようですか。

副委員長：そこまでは求めない、大変でしょう。自分としてどのような建物を作りたいというものがあれば出していただければいいと思います。

委員長：こういうものを応募しようとしている施主は、すでに施工業者を決めていると思います。座間市として施工業者は指定していませんよね。

事務局：基本的には一般競争入札で決めていただくこととなります。

委員長：おそらく施工業者が園長の一言二言でラフな図面が作れると思いますので、ラフな予算額、何億もかけられても困るので。

委員：建物に係る費用については、いろいろな要望もあるので、施主も知りたいです。強制的に出すとは言えませんが、エビデンスとしていただきたいです。

事務局：おそらくサウンディングを昨年11月に実施していますが、手上げしている業者につきましても、なんらかの絵を描いているものと思われます。事業計画書の委員の意見を受けて非常に重要な項目だと思っていますが、実は、どのような施設を整備したいと考えているか、施設整備の予算額については後ろの方に記載欄があります。そこは重要なところで、前の方に繰り上げをしてという形でしょうか。

委員長：文書で書かせるのではなく、A3位で平面図と予算額を示してほしいです。

委員：文書で書かれるよりかは、エビデンスとしていただいたほうがいいです。

委員長：他に何かありますでしょうか。

委員長：では、もうすぐ2時間を経過しようとしていますので、資料2・3・4を見直していただき、なにかありましたらご意見をいただきたいと思います。

委員長：それでは、募集要項としてこれで決定ということで委員の皆様よろしいでしょうか。

各委員：特に意見なし。

委員長：ありがとうございました。

【その他】

委員長：それでは、その他とありますが、事務局から何かありますか。

事務局：次回の選定委員会の開催についてですが、今回の日程調整をさせていただく際に、皆様の今月の都合がつく日をいただきましたが、今月の30日の午後6時頃が、皆様の都合がよいかと見ておりますがいかがでしょうか。

各委員：特に意見なし。

委員長：それでは、次回の選定委員会は30日（金）の午後6時ということでよろしいですね。

各委員：異議なし

委員長：事務局から、それ以外にありませんか。

事務局：報酬関係等の事務連絡を行いました。

委員長：委員の皆様からは、何かございませんか。

各委員：特になし

委員長：それでは、本日の議事全般が終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。